

~豊かな心と夢を育む~

第2期北欧田市子ども読書活動推進計画 2019年度~2023年度



2019年4月

北秋田市教育委員会

< 目 次 >

ページ

Ι	計画策定の趣旨2	
Π	基本計画 3	
	1. 目 標	
	2. 期 間	
	3. 対 象	
	4. 全体構想図 4	
	5. 読書活動推進体制の整備 5	
Ш	計画を推進するための具体施策一覧 6~7	
IV	具体的な取組 8	
	1. 家庭•地域 8	
	2. 認定子ども園・保育園9	
	3. 学校•学校図書館 10	
	4. 公立図書館・図書室11~12	
<耄	»考資料>	
	子ども読書活動の推進に関する法律 13~14	

I 計画策定の趣旨

平成13年(2001年)に施行された「子供の読書活動の推進に関する法律」ではその基本理念に「すべての子どもがあらゆる機会あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならい」としています。

北秋田市では、平成26年(2014年)4月に「北秋田市子ども読書推進計画(以下推進計画という)を策定しました。この推進計画をもとに平成26年度(2014年度)~平成30年度(2018年度)にわたって各関係機関による様々な取り組みを進めてきました。

これらの状況を踏まえ、北秋田市は、なお一層、豊かな心と夢を育む子どもの 読書活動の推進を図るため読書環境整備に向け積極的な取組が必要と考え、 「第2期北秋田市子ども読書活動推進計画」(2019年度~2023年度)を策定 しました。



Ⅱ 基本計画

1. 目標

~豊かな心と夢を育む 子どもの読書活動の推進~

初めての一冊の本との出会いから、読書活動は始まります。その始まりや内容は千差万別であり、将来への自主的な読書活動に結び付けていく事が大事です。本計画は子どもたちが良い本と出会い、自主的な読書活動を通じて、豊かな心と夢をもち、生きる力を育むことを目指し、次の3つを重点として取り組みます。

- (1)読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 読書環境の整備・充実と連携
- (3) 読書活動に関する啓発と情報提供
- 2. 期 間

本計画は2019年度から2023年度までの5年間です。

3. 対象

本計画の対象は、子ども(0~18才)と、これに関わる保護者、ボランティア、事業者、行政関係者とします。



基本目標

豊かな心と夢を育む子どもの読書活動の推進 ~読書の楽しさを知り、読書活動を広げ、読書体験を深める~



おきの重点



- (1)読書に親しむ機会の提供と充実
- (2)読書環境の整備・充実と連携
- (3) 読書活動に関する啓発と情報提供



家庭。地域

- 読書との出会いづくり
- 読書に対する興味・関心付け
- 読書の習慣付け
- 読書ボランティア等の活動の拡充
- 放課後児童クラブ・児童館の図 書、図書活動の充実



学校 • 学校図書館

- 読書習慣の確立
- 読書指導の充実
- 家庭・地域と連携による 読書活動の推進
- 読書指導に関する職員研修



ボランティア等, 地域 人材の積極的活用

図書館環境の整備

認定でども園の保育園

絵本や物語などに触れ 親しむ活動の充実

保護者への啓発 (読み聞かせの大切さなど)

読み聞かせ・ お話し会の実施



公立図書館○図書室

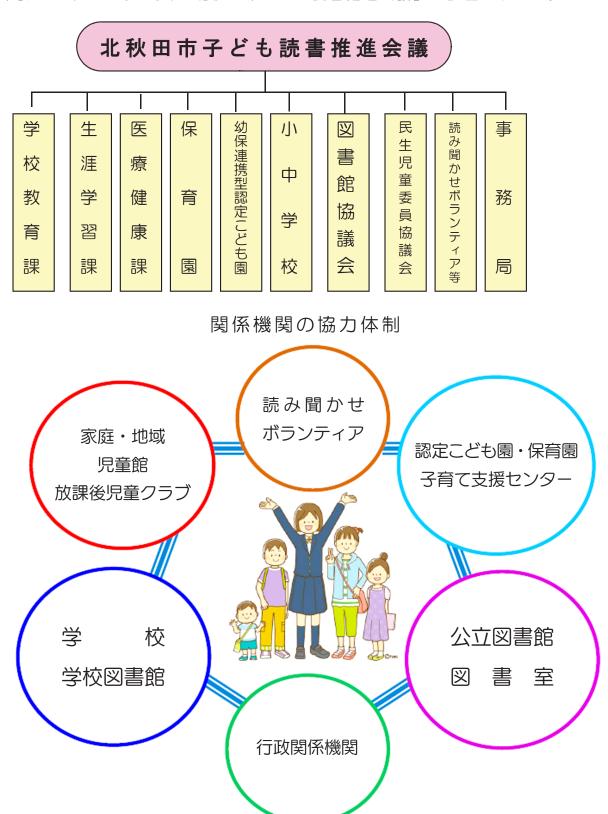
- 読み聞かせ・お話し会の実施
- 保護者対象の本の選び方・ 与え方の指導
- 推薦図書の展示、相談活動
 - 読書活動推進・支援団体・ グループへの支援
 - 児童図書の充実



市関係衍政機関

5. 読書活動推進体制の整備

本計画の策定にあたり、「北秋田市子ども読書推進会議」を設置しました。



Ⅲ 計画を推進するための具体施策一覧

3 つ の		基本	5目標	馬	~ <u> </u>	豊かる	な心	と夢	を
重点	家	庭・ :	地 域		三系	定こども	東 •	保育	園
(1)読書に親しむ機会の提供と充実(2)読	①ブックスタート ②本を読む良さ第			広充	せ時間	の確保 の絵本貸L			読み聞か
供と充実		読	み	聞	か	せ	术	ラ	ン
書環境の整備・充実	書 環 境 の 整 備 - 夫								
連携		図			.	2 9			の
(3) 読書活動に関する啓発と情報提供	①子育てに関わる②家庭で取り組む				②図書館 啓発	への啓発 聞かせのえ 利用と図記 研修機会の	書貸出力・	_ ,	D
報提供		保	護	者	^	O.)	鸷	発

日の」とりの記言が	立 判 V7 th た ' *					
学校・学校図書館	公立図書館 ・ 図 書 室					
①読書活動の充実	①お話し会の実施					
②図書委員活動の活性化	②障がいのある子どもに対する読書活動の推進					
	③園児の図書館体験デーの実施					
ティア活	動の充実					
①学校図書館の充実 ②校内環境の充実 ③読書指導に関する職員研修 ④公立図書館・図書室との連携	①児童図書・ティーンズ図書資料の充実②読み聞かせボランティアや子どもの読書普及に関わる団体・グループの支援③学校との連携により、読み聞かせボランティアの後継者育成④バリアフリーを目指す環境整備⑤図書館職員・ボランティア会員の知識や技術の向上⑥関係機関との連携・協力					
充	実					
①子ども同士の情報交換 ②子ども読書の日に合わせた啓発活動の実施	①認定こども園・保育園・学校への団体貸出と情報提供 ②新聞・広報紙・ホームページで本の情報 提供 ③展示コーナーの充実と情報提供 ④図書館だより配布による情報提供 ⑤子ども同士の情報交換 ⑥子ども読書の日に合わせた啓発活動の実施					
· 情 報	交換					

Ⅳ 具体的な取組

1. 家庭・地域

子どもの読書活動を推進していく上で、家庭・地域と各機関の連携が重要です。特に、家庭において、子どもが読書習慣を身に付けるためには、保護者が乳幼児期からの読み聞かせなどの必要性・重要性について理解を深め、家庭で積極的な取組みが進められるよう促すことが求められます。読み聞かせボランティアのお話し会、子育てに関する講座をはじめとして、地域の様々な場面で、子どもが本と親しむきっかけを提供し、家庭との協力・理解を得ながら、地域ぐるみで読書活動を推進してきました。

今後はこのような活動を一層充実させるとともにより適切かつ確実な家庭・地域への情報 提供が課題になっています。

第2期計画では子どもの読書推進に関しての情報提供を充実させ、継続していきます。

(1)読書に親しむ機会の提供と充実

①ブックスタート事業の推進

7か月児育児相談時に、乳児と保護者を対象にブックスタート事業を行い、絵本を通して親子のコミュニケーションを図ることの重要性を理解してもらい、家庭での読み聞かせを推進・支援します。

②本を読む良さ楽しさを伝える機会の拡充

読書イベントなどを実施し、読む楽しさを体験して伝えられるようにします。様々な機会で本に親しめるよう地域ぐるみで読書活動を推進します。

- ③読み聞かせボランティア活動の充実 地域の行事等へ協力をします。
- (2) 読書環境の整備・充実と連携

①放課後児童クラブ・児童館の図書コーナーの充実

県立図書館のセット貸出を積極的に活用するなど、放課後児童クラブ・児童館の図書コーナーの充実に努めます。

(3) 読書活動に関する啓発と情報提供

①子育てに関わる人を対象とした啓発

子育て教室等に読み聞かせをして、子どもの成長における読書の大切さやその手法を 伝え啓発していきます。

②家庭で取り組む読み聞かせの啓発

乳幼児健診時に年齢に応じた絵本の読み聞かせをし、それをきっかけに家庭で本に親しむ時間を持つように働きかけます。

③保護者への啓発・情報交換

本計画の概要版等を作成し、活動の場において情報交換をしていきます。



2. 認定こども園・保育園

乳幼児期からの絵本の読み聞かせは、コミュニケーションづくりや親子の絆づくり・絵本好きから読書好きに導かれていく大切な基礎を担う時期です。そのことが生きる力・学ぶ力につながるように保護者や図書館、読み聞かせボランティアと一層の連携を深めます。そして、子どもたちの読書習慣の形成へ結び付くよう「**いつでも どこでも 気づけば 絵本**」に努めます。

(1) 読書に親しむ機会の提供と充実

①認定こども園・保育園等における読み聞かせ時間の確保

保育士による読み聞かせを日々の生活、遊びの中にも取り入れ、絵本の楽しさと豊か な感性を育みます。

絵本の貸し出しを通して、家族と楽しさを共有します。 絵本を通じて、ごっこ遊びや劇遊びを楽しみます。

②園内での絵本貸出の推進

絵本コーナーを設置し、絵本の貸出しに取り組みます。

③絵本づくり

絵本づくりを通してより一層本に親しみます。



4)読み聞かせボランティア活動の充実

読み聞かせボランティアとの連携を図り読書への興味関心に結びつけます。

- (2) 読書環境の整備・充実と連携
 - ①絵本・紙芝居の充実、読書環境の整備

乳幼児の発達段階に合った幅広い分野の絵本、紙芝居等の充実に努めます。

- ②「いつでも どこでも 気づけば 絵本」の環境づくり 園内のどこでも絵本を手にすることが出来る環境づくりを行います。
- (3) 読書活動に関する啓発と情報提供
 - ①保護者への啓発と情報交換

家庭での親子のふれあいに絵本の読み聞かせを取り入れてもらうよう、クラスだよりや園だより等で絵本の紹介をします。

抱っこや就寝前の読み聞かせは親子の絆と心の成長につながることを啓発します。 参観日等で絵本の紹介や読み聞かせなどを行い、絵本の持つ力を伝えます。

②図書館利用と図書貸出カード活用の啓発

市図書館が実施している図書館体験デーに参加し、貸出カードの登録をするとともに、 日常から子どもたちの図書貸出カード活用を啓発します。家族と返却する体験などを繰り返し、身近な図書館利用の楽しさと絵本の習慣付けに努めます。

③職員の研修機会の充実

読書や読み聞かせに関する研修機会を充実します。

3. 学校・学校図書館

学校図書館を利用した読書活動を推進することは、子どもの読書習慣を形成する上で大切な 役割を担っています。学校での読書の時間の確保や図書の充実、公立図書館・図書室との連携 など、読書が身近なものになるよう努めることが大切です。

(1)読書に親しむ機会の提供と充実

①読書活動の充実

「朝読書」や「昼読書」の時間の確保に努め、読書習慣を定着させるように取り組みます。

②図書委員活動の活性化

図書委員会の創意ある活動を推進し、読書活動の活性化を図ります。

③読み聞かせボランティア活動の充実

読み聞かせボランティアとの連携を図り読書への興味関心に 結びつけます。



(2) 読書環境の整備・充実と連携

①学校図書館の充実

子どもが図書館に親しめるような明るい雰囲気作りや図書の配置の工夫など、利用し やすい読書環境の整備に努めます。また、各学年に応じた図書を充実させるよう蔵書の 計画的な整備を行います。

②校内環境の充実

お薦めの本の紹介や読書に関するポスターの掲示など、校内の環境を充実させます。

③読書指導に関する職員研修

読書指導に関する職員研修を推進し、読書指導を充実させます。

④公立図書館・図書室との連携

団体貸出制度を活用するなど、市図書館・図書室との連携を図ります。

(3)読書活動に関する啓発と情報提供

①子ども同士の情報交換

友達にお薦め本を紹介するなど、子ども同士で読みたい本の情報交換をします。

②子ども読書の日に合わせた啓発活動の実施

4月23日の子ども読書の日に合わせて、読み聞かせ会などの読書活動を展開し、啓発活動を推進します。

③保護者への啓発・情報交換

図書館だよりの配布を行います。

4. 公立図書館・図書室

公立図書館・図書室には幅広い分野の本があり、子どもにとって多くの本と出会い、読書の楽しさを知ることのできる大切な場所です。また、読書施設の中心的役割を担い、認定こども園・保育園・学校の読書活動を支援していく上で、重要な役割を果たしています。

第2期計画ではこれまでの関係機関の読書推進活動をより進めるために、情報発信、利用促進、各関係機関の連携を推進していきます。

(1)読書に親しむ機会の提供と充実

①お話し会の実施

ボランティアの読み聞かせグループと協働しながら、乳幼児・小学生等を対象にした お話し会を実施します。

ボランティアと協働し、必要に応じて認定こども園・保育園・小学校等に出向いて読み聞かせを行い、子どもが絵本の楽しさを体験できるように取り組みます。

②障がいのある子どもに対する読書活動の推進

障がいのある子どもの図書館体験を実施するなど、より多くの利用者が図書館を利用 し読書に親しめるように努めます。

③園児の図書館体験デーの実施

幼児期から図書館に親しめるよう、園児を対象にした図書館体験デーを実施します。同時に、貸出カードをつくり、本を借りる楽しさを体験できるように取り組みます。

(2) 読書環境の整備・充実と連携

①児童図書・ティーンズ図書資料の充実

学校と連携し中高生の要望に応じてティーンズ図書の充実を図ります。

②読み聞かせボランティアや子どもの読書普及に関わる団体・グループの支援 ボランティア問の情報な扱わなどの思えない。また、活動の活発ルを図えため

ボランティア間の情報交換や交流の場を設けます。また、活動の活発化を図るために支援します。

③学校との連携により、読み聞かせボランティアの後継者育成

中高校生のボランティア活動などに読み聞かせを取り入れ、継続的に活動ができるようにし、後継者の育成を図ります。

④バリアフリーを目指す環境整備

バリアフリーに向けた環境整備に取り組みます。(点字図書の整備、車椅子テーブルの設置、トイレ・移動手段の確保など)

⑤図書館職員・ボランティア会員の知識や技術の向上

図書館職員やボランティア会員の研修機会を充実させ、専門的知識・技術を磨き資質の向上に努めます。

⑥関係機関との連携・協力

打ち合わせの機会を設けるなど、関係機関相互のコミュニケーションを図り、連携·協力の人的なネットワークを築きます。

(3) 読書活動に関する啓発と情報提供

①認定こども園・保育園・学校への団体貸出と情報提供

より多くの子どもたちに本との出会いの場を提供するため、団体貸出を積極的に実施し、認定こども園・保育園・学校を支援します。また、新着本のブックリスト、大型絵本のリスト、年齢別子ども向けおすすめ本リストなどを作成し、認定こども園・保育園・学校に情報発信をします。

②新聞・広報紙・ホームページで本の情報提供

読書の啓発を図るため、子ども向けお薦め本を紹介した図書館だよりの発行や、地元 紙での新着本の紹介を行います。

③展示コーナーの充実と情報提供

「ティーンズコーナー」や「家族で読書のコーナー」を常時展示すると共に、特別展示を定期的に行ったり、ホームページや市の広報で紹介するなどの情報提供をします。

4図書館だより配布による情報提供

ブックスタート用の図書館だよりを毎月作成して保護者へ配布します。また、小学校の夏休み・冬休み用の図書館案内を作成し、情報提供をします。

⑤子ども同士の情報交換

図書館に子どもの情報交換用紙を設置し、自由に記入してもらいます。館内に掲示し、子ども同士で本の情報交換ができるようにします。

⑥子ども読書の日に合わせた啓発活動を実施

子どもの読書活動の推進に関する法律に定められた、4月23日に合わせて特別展示などを行い啓発活動を実施します。





子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動 の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

- 第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。 (保護者の役割)
- 第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極 的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に 努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」とい う。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが 積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要 な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

